

# 農地法第3条許可申請の案内

各務原市農業委員会

申請締切日は毎月10日頃です。月により日にちが異なりますので、別紙申請書等受付締切日一覧をご確認ください。

正本1部、副本1部の合計2部ご提出ください。提出前に正本に農業委員の署名を受けてください。

◎：原本 ○：写し可

	提出書類	正本	副本	備考
1	農地法第3条許可申請書	◎	◎	
2	土地の登記事項証明書 (全部事項証明)	◎	○	発行から3か月以内のもの (オンライン申請により取得したものは不可)
3	申請地の案内図	○	○	住宅地図の写し等、申請地周辺の状況が分かる もので、申請地を着色してください
4	申請地の公図	○	○	方位を明記し、申請地を着色してください
5	農機具保管場所の案内図	○	○	住宅地図の写し等、当該地を着色してください
以下は該当する場合に提出をお願いします				
6	所有者の住民票または戸籍の 附票	◎	※	土地の登記事項証明書の住所と現住所が異なる 場合(登記上の住所と現住所のつながりを示し てください)
7	居住地から申請地までの経 路、距離を示した地図	○	○	譲受人または借人が市外に居住する場合
8	耕作証明書	○		譲受人または借人が各務原市外で農地を耕作し ている場合
9	相続を証する書面(戸籍謄本) 及び相続関係説明図 もしくは登記官による認証文 付き法定相続情報一覧図 他の相続人の相続放棄の証明	◎	※	相続登記が未済の場合
10	もしくは相続分不存在証明、 又は遺産分割協議書	◎	※	
11	親権者が確認できる書類(戸 籍謄本)	◎	※	申請者が未成年者の場合
12	定款(原本証明のあるもの) または寄付行為	◎		申請者が法人の場合
13	法人の登記事項証明書	◎		
14	解除条件付きの土地貸借契約 書(雛形)	○	○	申請者が法人で、農地所有適格法人でない場合
15	農業に従事する者の証明書	◎	○	
16	組合員名簿または株主名簿の 写し	○	○	申請者が法人で、農地所有適格法人の場合
17	農地所有適格法人要件確認書	○	○	
18	営農計画書	○	○	営農規模や営農経験によっては、お願いする場 合があります
19	委任状	◎		

◆ 必要に応じてその他書類の提出をお願いすることがあります。

◆ ※印は、原本還付が可能です。正本に写しを添付の上、原本を副本に添えて提出してください。

### 《注意事項》

- ① 許可を受けようとする土地、譲受人（借人）およびその世帯員が所有または使用収益権を有する農地、耕作等に従事している状況および農機具保有状況は実地調査されます。
- ② 申請者が農地の非効率的な耕作をしていると認められる場合は、許可相当とされないのをご注意ください。

### 《相談窓口》

各務原市農業委員会      058-383-1129（農政課直通）  
〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地 市農政課内

### 《照会先》

羽島用水土地改良区      058-388-2626  
〒501-6074 羽島郡笠松町新町42番地  
各務用水土地改良区      058-215-0751  
〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14-12 シンクタンク庁舎3階